

会 議 録

会議の名称	令和3年度 第1回 池田市社会教育委員会議		
日 時	令和4年2月24日(木) 午後2時00分～4時00分		
場 所	中央公民館 3階 大ホール		
出席者 議長:◎ 副議長:○	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《委 員》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤原 一秀 ◎ ・ 小倉 嘉夫 ○ ・ 佐藤 秀輝 ・ 田中 晋作 ・ 中路間 美貴 ・ 布谷 知夫 ・ 古田 刺男 ・ 山際 博 (校長) <p style="text-align: center;">計 8名</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>〈事務局職員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田淵教育長 ・ 亀井教育次長 ・ 大賀教育部部長 ・ 大谷教育部次長 ・ 前野生涯学習推進課長 ・ 家門中央公民館長兼歴史民俗資料館長 ・ 林図書館長 ・ 塚原石橋プラザ館長 ・ 細谷生涯学習推進課主幹 ・ 國安生涯学習推進課副主幹 ・ 福島生涯学習推進課社会教育主事 <p style="text-align: center;">計 11名</p> </td> </tr> </table>	<p>《委 員》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤原 一秀 ◎ ・ 小倉 嘉夫 ○ ・ 佐藤 秀輝 ・ 田中 晋作 ・ 中路間 美貴 ・ 布谷 知夫 ・ 古田 刺男 ・ 山際 博 (校長) <p style="text-align: center;">計 8名</p>	<p>〈事務局職員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田淵教育長 ・ 亀井教育次長 ・ 大賀教育部部長 ・ 大谷教育部次長 ・ 前野生涯学習推進課長 ・ 家門中央公民館長兼歴史民俗資料館長 ・ 林図書館長 ・ 塚原石橋プラザ館長 ・ 細谷生涯学習推進課主幹 ・ 國安生涯学習推進課副主幹 ・ 福島生涯学習推進課社会教育主事 <p style="text-align: center;">計 11名</p>
<p>《委 員》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤原 一秀 ◎ ・ 小倉 嘉夫 ○ ・ 佐藤 秀輝 ・ 田中 晋作 ・ 中路間 美貴 ・ 布谷 知夫 ・ 古田 刺男 ・ 山際 博 (校長) <p style="text-align: center;">計 8名</p>	<p>〈事務局職員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田淵教育長 ・ 亀井教育次長 ・ 大賀教育部部長 ・ 大谷教育部次長 ・ 前野生涯学習推進課長 ・ 家門中央公民館長兼歴史民俗資料館長 ・ 林図書館長 ・ 塚原石橋プラザ館長 ・ 細谷生涯学習推進課主幹 ・ 國安生涯学習推進課副主幹 ・ 福島生涯学習推進課社会教育主事 <p style="text-align: center;">計 11名</p>		
欠 席 者	なし		
傍 聴 者	なし		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 池田市における社会教育行政の現状と課題 2. 社会教育関係団体への支援のあり方について 3. その他 		
配 布 資 料	資料1 池田市における社会教育行政の現状と課題 資料2 社会教育関係団体への支援のあり方について 資料3 池田市社会教育関係団体一覧		

開会

- ・田淵教育長あいさつ
- ・藤原議長あいさつ
- ・委員紹介
- ・事務局紹介
- ・案件1 池田市の社会教育の現状と課題について

議長 案件1について、まずは生涯学習推進課より説明をお願いします。

事務局 生涯学習推進課では、社会教育関係団体の支援、社会教育施設との連絡調整、スポーツ振興、文化財の保護・活用、市史編纂事業など、幅広く行っている。団体の育成・支援については、活動を担う団体構成員の高齢化・固定化は否めない状況であり、各団体と教育委員会との共催事業に関しては、新規加入につなげるべく広く周知するよう努めているところ。また、古くからの社会教育関係団体で、事業も事務局も教育委員会まかせというところがいくつか存在していたが、昨年度から少しずつ市教委から団体へ事務を移管するなど、行政に頼らない自立的な組織づくりを促しているところ。今後は、旧来の社会教育関係団体のみならず、庁内の他部署や大学・企業・NPO など多様な主体との連携・協働により、市民の幅広いニーズに即した事業を展開していくことが求められる。

次に、後援名義の使用許可について。教育委員会の後援名義を使用したい旨の申請が各種団体から毎年数多く寄せられ、そのうち社会教育に関係する事業については、生涯学習推進課が窓口となっている。しかしながら、申請の手続きや許可基準などを定めた要綱等がなく、一般にも公開していない。また、チラシ配布などどこまで広報に協力するかも担当職員の裁量によるところが大きく、全体として整理を図っていく必要がある。

次に、ホストタウン事業について。昨年開催された東京オリンピック・パラリンピックにおいて、本市はロシアとフランスのホストタウンに登録されており、それぞれの国のチームが事前合宿を予定していたが、新型コロナウイルスの影響で中止となった。現在は相手国との交流が途絶えている状況であり、政府は大会後も相手国との交流等を継続的におこなうよう求めているが、ホストタウンとしての今後のあり方をどうするか検討が必要。

次に、部活動の地域への移行について。教員の働き方改革の一環で、文部科学省が令和5年度から休日の部活動を地域に移行する考えを示しているものの、本市では具体的な計画・方法などが定まっていない。今後、学校関係者や地域スポーツの代表者などを交えて議論する必要がある。

次に、専門職の人材不足について。社会教育の専門職員である社会教育主事については、今年度の講習を受けた職員1名に対し発令をおこなった。また、埋蔵文化財専門職については、令和3年度も採用試験を行ったが不採用となっており、さらに市史編纂についても持続的な職員採用が望まれる。

次に、歴史資料の長期的な保管場所および体制の確保について。埋蔵文化財については旧細河小学校東館に、古文書については歴史民俗資料館・教育センター・呉服小

学校に分散して保存されているが、環境面の問題や資料の散逸を防ぐためにも、一カ所で長期的に保管できる体制の構築が課題となっている。

議長 それでは、生涯学習推進課について、委員からご意見・ご質問があればお願いしたい。

委員 部活動の地域移行について、先日、大阪府のスポーツ推進委員の会議に出席した際も話題に上がっていた。市の体育連盟のほうでも、部活動の支援体制について十数年前から検討しているが、事故が起きた場合の保険や指導者の責任の問題などがあり、中体連が壁になっている。ただ、文科省から指示があったということで、市のほうでも今後そういう方向性で進んでいくことになれば、協力させていただきたい。

委員 埋蔵文化財の専門職員について、採用試験の結果、不調だったということだが。

事務局 令和2年度と3年度に採用試験を行い、いずれも志望者はいたものの、市が求める人材とは違っていただけため採用を見送った。来年度についても、同様に試験を実施する予定。

委員 埋蔵文化財については、近年は大学でも専攻する学生が少なく、専門職のなり手がいない状況。また、優秀な人材はどうしても取り合いになるため、最終的に他の自治体に流れてしまうことも多く、育成も含めて柔軟な採用方針で考えていくことも必要ではないか。

委員 学校の部活動については、働き方改革の影響で時間数が減らされているため、指導する教員の技量向上が難しくなっており、学校としても外部指導者については切望しているところ。ただ、大会によっては教員が引率しないとエントリーできないなど、依然として様々な課題はあるが、外部指導者は必要であるという考えが大前提との声は大きくなっているため、体育連盟などのご支援をいただけるのであれば大変心強い。

また、文化部についても地域移管ということが言われているが、とくに吹奏楽や合唱などの音楽関連について、専門に指導できる人材が求められており、そのような地域と学校をつなぐ組織や団体があれば非常にありがたい。

委員 地域の優秀な指導者を学校現場に引っ張っていくことは、技術の向上という面では良いことだが、一方で、事故が起こった場合の責任や事務仕事を指導者に押し付けることになってはいけない。学校側も責任の部分や事務仕事を負担するなど、学校と指導者が二人三脚で進めていけるような体制づくりが必要である。

委員 スポーツ庁も動き出しており、予算を付けて民間の指導者に対する報酬を国が面倒を見るというような話も聞いているので、今後の動向を注視していく必要がある。

事務局 専門職員の採用については、実際に今年度も他の自治体に行くので辞退するという受験者がいたので、今後は実施時期なども見極めながら適切に対応していきたい。

委員 社会教育施設の連携について、複数の施設が一体となって事業を実施することで、新たな取り組みが生まれたり、新たな利用者が増えたりといった効果が期待できる。具体的な進め方については、全国で様々な事例があるので参考にしながら、その際、教育委員会の上から指導があったほうが連携もスムーズに進むと思うので、是非

ともお願いしたい。

議長 続いて、中央公民館より説明をお願いする。

事務局 まず、公民館の事業内容について、第1回目の公民館運営審議会を令和3年11月16日に対面で開催し、令和2年度の事業報告と令和3年度の事業計画について報告を行った。貸館業務については、社会教育法および公民館条例に則り貸出を行っているところ。また、池田市美術展については、感染症対策を講じた上で2年ぶりに開催した。

次に、現状と課題について。1階の旧図書コーナーは生涯学習推進課の所管の下で、市の関連行事の展示コーナーとして使用しているが、令和4年度予算で消防設備の設置費用を計上しており、3月議会で承認されれば、条例改正を行ったうえで市民への貸し出しを予定している。美術展については、文化振興基金からの繰り入れが令和3年度で終了し、令和4年度以降は一般財源での開催となる。令和4年度については、令和3年度と同額の予算を確保しているが、今後は予算削減等が見込まれるため、関係団体と協力し開催継続に向けて努力していきたい。

議長 それでは、公民館について、委員からご意見・ご質問があればお願いしたい。

委員 公民館1階の空きスペースについては、以前から有料の自習室にしてはどうかというご提案をさせていただいているところ。

事務局 用途については現在検討中であり、学習室の件も含めて検討していきたいと考えているが、できれば学習室のみの利用ではなく、他の市民にも貸し出しできるような形が望ましい。

委員 一方で、駅前の図書館に自習室がないという図書館側への要望もあるので、柔軟にご検討いただければ。

議長 続いて、図書館と石橋プラザより説明をお願いする。

事務局 図書館においては、平成24年度より豊能地区3市2町の広域利用、26年度より川西市との相互利用、29年度より北摂地区7市3町の広域利用を開始し、住民サービスに努めているところ。令和3年度には補助金を活用して移動図書館車を新規購入するとともに、自動返却機・予約棚システムを導入し、令和4年度より利用者によるセルフでの貸出・返却・予約本の受取りサービスを開始予定。また、図書館協議会を年に3回ほど開催し、図書館の運営に役立てているところ。

現状と課題については、五月丘の旧図書館は現在、書庫および移動図書館車の駐車場として利用しているが、駅前への移転の際に公共施設等適正管理事業債を活用した関係で、令和8年度までに行政財産から普通財産に変更する必要がある。それに伴い、旧図書館にある約13万冊の蔵書をどうするかということが今後の大きな課題となっている。

事務局 石橋プラザにおいては、令和4年4月に複合施設であるツナガリエ石橋に移転するため、それに向けて取り組んでいるところ。こちらについても、池田駅前の本館同様、直営で運営するとともに、自動貸出・返却システムを導入予定。また、複合施設には、図書館のほかに、市直営のダイバーシティセンターおよび地域子育て支援拠点が入居予定であり、それらの施設がいかに連携していくかが課題である。

議長 それでは、図書館と石橋プラザについて、委員からご意見・ご質問があればお願いしたい。

委員 五月丘にある旧図書館の建物については、今後活用される予定はないのか。

事務局 駅前への移転の際に事業債を適用した関係で、行政財産である建物を普通財産に変更しなければならないということで、今後は図書館の一部として利用し続けることができないという状況。

委員 では、今後どうなるかは分からないということか。

事務局 市全体として今後検討していくということになるかと思う。

委員 旧図書館の隣には資料館があるが、旧図書館の建物を資料館の施設として使うことはできないのか。

事務局 資料館として利用する場合は、引き続き行政財産ということになるので、なかなか対処が難しいと思う。

議長 大きくは耐震の問題がある。

事務局 まさしくその通りで、耐震診断等をきちんと行っていく必要があり、そのための予算も毎年要求しているが、予算がつかない状況。

委員 生涯学習推進課のところで、文化財の保管場所の問題があるということであれば、旧図書館の土地を、文化財を集約・管理する場所として整備するというのが、課題解決に向けた方向性として考えられると思うが。

事務局 おっしゃっていただいたことも一つの案だと思うが、普通財産になるということで、教育委員会ではなく市の財産となるため、今後の活用については市長部局と教育委員会との間で調整が必要になってくるものと認識している。

議長 続いて、歴史民俗資料館より説明をお願いする。

事務局 事業内容としては、年1回の特別展と年3回の企画展を開催するとともに、それぞれの期間中に記念講演会やミュージアムトークを実施している。また、小学校1年生と3年生を対象にした学芸員による出前授業、市内の旧家の依頼を受けて資料の調査・収集を行っている。現状と課題については、先述のとおり建物の老朽化や耐震の問題がある。また、旧図書館の事業債の関係で、令和8年までにその処遇を決定する必要があるが、旧図書館と資料館はインフラ面が一体となっており、場合によっては資料館側に影響が出る可能性がある。さらに、展示室および収蔵庫が狭小で、展示活動に支障をきたしていることと、増える一方である資料の収集・保管にも苦慮している。その他、学芸員の育成や市史編纂事業との統合についても今後の検討課題となっている。

議長 それでは、歴史民俗資料館について、委員からご意見・ご質問があればお願いしたい。

委員 図書館は駅前に移転して便利になったが、逆に資料館だけが取り残されたため、図書館に行ったついでに資料館に寄るといったこともなくなってしまった。丘の上はアクセスも悪いので、今後はどこかに移転・新築することを将来計画として考えていただきたい。併せて、池田の周辺には自然系の博物館がないので、将来的には自然系も含めた総合博物館を目指すというところを長期計画に掲げていただければ。

委員 収蔵品の購入予算はあるのか。また、どのようなものを収集されているのか。
事務局 池田市に関連する古い資料や、旧家から寄贈を受けた資料が徐々に増えてきている状況。

委員 将来的には、埋蔵文化財や市史編纂の過程で収集した資料など、様々な資料を一貫して整理できるような体制の構築が求められる。地域の文化財は、いったん失われてしまうと取り返しのつかない事態になるので、なんとか頑張ってください。その際、保存というところを重点的に考えるのは当然だが、同時に積極的に活用する方向でご検討いただければ。とくに地方では、少子高齢化という課題に直面する中で、地域の子どもの育成などに博物館の資料を積極的に活用することで、地域と学校を有機的に結びつけるような取り組みを行っているところもある。

委員 去年も紹介させていただいたが、3年生の社会科の「昔の暮らし」という単元で、学芸員の方に昔の道具を持ってきてお話をしていただき、子どもたちも非常に喜んでいました。

また、木綿の種を学校に持ってきていただき、それを4年生が栽培して、そこでできた糸を1年生の国語の「たぬきの糸車」という民話の授業で、実際に糸車を使って紡ぐということをやった。このように、博物館のものを活用して子どもたちの興味・関心を引きつけるのは大変重要なことだと思うので、学校としても積極的に協力させていただきたい。また、去年は資料館で火起こし体験をやっていたかと思うが、考古学資料についてもニーズはあるはずなので、ぜひ出前授業を考えていただければ。

委員 ここ最近の資料館について言えば、非常に質の高い取り組みをされていると感じているが、YouTube や SNS で発信などはされているか。

事務局 YouTube のほうでは配信をさせていただいている。

議長 次に、くれは音楽堂と野外活動センターについて説明をお願いします。

事務局 くれは音楽堂については、平成20年度から一般利用を開始しているが、一部の団体が定期的に利用するにとどまり、コロナの影響で利用者の減少が顕著である。また、利用者からグランドピアノの利用希望があった場合、そのつど職員が行って3人がかりでピアノの移動をおこなっており、そのあたりの負担解消が課題となっている。

次に、野外活動センターについて。老朽化のため平成22年より一般の利用を休止しており、施設整備には巨額の資金が必要になってくる。一方で、PFIなどの民間資金を活用した整備方法なども考えられるが、センターの敷地が市街化調整区域かつ兵庫県立自然公園の特別区域内にあるため、用途・開発に厳しい規制がかかってくるという問題がある。

議長 それでは、音楽堂と野外活動センターについて、委員からご意見・ご質問があればお願いしたい。

委員 音楽堂はNPOなどの法人が利用する場合も費用が発生するのか。利用者が固定化しているということだが、無料であれば利用したいという方は多いと思うので、無料にすることで間口を広げることができるのでは。

事務局 利用料については条例で定められているため、無料にする場合は議会の関係

もあるので、この場でお答えはできないが、例えば、音楽連盟に加入している団体は5割減免、教育委員会との共催事業については全額免除させていただいているところ。

委員 教育委員会の後援をもらっている場合は無料になるのか。

事務局 後援名義というのは単なる名義貸しなので、利用料減免の対象にはならない。

委員 音楽堂はアクセスも良く、池田の文化振興や情報発信の場としては適していると思う。野外活動センターについては、捨てる事業の部類に入ると思うので、どううまく切り捨てて財源化できるのか、引き続きご検討いただければ。

議長 続いて、総合スポーツセンター、児童文化センター、児童館について、まとめて説明をお願いします。

事務局 総合スポーツセンターについては、令和元年から2年度にかけて耐震リニューアル工事を実施し、トイレやシャワー室、観客席など一部がバリアフリー化された。また、老朽化のため利用者から不満の声が上がっていたトレーニング機器についても、今年度に入れ替えが完了したところ。

次に、水月児童文化センターおよび五月山児童文化センターについて。それぞれ別のNPO法人が指定管理者となっており、民間のノウハウを生かした特色ある事業や様々なイベントを行っている。さらに、コロナ禍に対応した取り組みとして、Zoomを使ったオンラインイベントの開催やYouTubeチャンネルの配信を令和2年度より開始している。また、児童館については、本市の教職員OBが学習指導をおこなうなど、放課後や休日における子どもたちの貴重な居場所となっている。

一方で、各社会教育施設は老朽化が著しく、将来的な建て替えにあたっては、市の公共施設マネジメント指針に基づき、施設の統廃合による集約化も視野に検討を進めていく必要がある。

議長 それでは、指定管理施設について、委員からご意見・ご質問があればお願いしたい。

委員 スポーツセンターについては、民間のスポーツクラブよりも少し安い料金設定で収益化を図ってみてはどうかというご提案をさせていただいていたところ。児童文化センターと児童館については、子どもが利用する施設であるにも関わらず、建物の耐震化がされていないというのは大きな問題。今後、少子化が進んでいく中で、1か所に集約した上できちんと耐震のなされたものを新しく建てたほうがよいと考えている。

委員 少子高齢化の問題は、早めに手を打っておかないと、実際に直面してからでは対応できない。児童文化センターや児童館の今後のあり方については、将来的に市の人口政策や子育て施策をどうしていくかということと絡めて、中長期的な視点で考えていく必要がある。

議長 今までの話を聞いていても、池田の社会教育をどうしていくかという大きなビジョンが見えない。それがあってこそ、市民も行政もそれに向かって一丸となって進んでいくことができるので、誰にでもわかるような大きな目標を立てた上で、その達成に必要な予算や人員を取ってくるということを、しっかりとやっていかないといけない。

事務局 その点については、第7次総合計画が令和5年度からスタートすることになっており、それに合わせて、生涯学習推進基本計画のようなものを作りたいという気持ちは持っているのですが、実際に作るということになれば、委員の皆様にもご協力をいただきたい。

委員 耐震の問題については本気で考える必要がある。実際に地震が起これば建物が崩れてしまう可能性もあるので、ぜひ何とかして欲しい。

委員 同じく耐震に関しては、限界を超えた放置状態となっており、事が起こった場合は行政の責任を問われることになる。何かしら市民の声が届くような方法を考えたい。

議長 では、続いて案件2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 まず、「社会教育関係団体」の定義について、社会教育法第10条によれば、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」とされている。ここでいう「社会教育」とは、社会教育法第2条にあるように、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」を指し、体育及びレクリエーションの活動もこれに含まれる。

本市においては、「教育委員会と共催で広く市の社会教育の振興に資する事業を行う団体」を社会教育関係団体として取り扱うこととしており、資料にある計18団体がそれに該当する。ただし、これについては規則や要綱等で取り扱いの根拠が明確に定まっているわけではない。

一方で、要綱等で社会教育関係団体の登録制度を設けている自治体もあるが、その場合、「公の支配に属しない」という社会教育法の規定に抵触する恐れがある。また、市民による任意団体のほとんどは社会教育関係団体になりうることから、どのような要件・基準を設けるのか線引きが難しい。さらに、多くの団体が施設の使用料減免などを目的として登録を希望することが予想され、収拾がつかなくなる可能性が高い。

次に、本市における支援の現状と課題について。教育委員会では、既存の社会教育団体について、一部の共催事業に対する補助金ならびに行事報償金の支出、一部公共施設の使用料減免および先押さえなどにより支援を図るとともに、それ以外の団体が行う公益的な活動に対しても、後援名義の使用申請があった場合は、一定の基準に照らして許可を出している。

しかしながら、教育委員会が認めている社会教育関係団体は少なくとも直近10年間は増えることなく、構成員の高齢化や減少、活動内容の固定化が進んでおり、現在の活動が広く市民のニーズに合った公益的なものになっているかという点で疑問がある。また、実態として公益性を伴っているとは必ずしも言えない活動について、従前の経緯から使用料減免や後援名義の使用許可を行っている場合があり、全体として見直しが必要。

最後に、社会教育関係団体に対する今後の支援のあり方について。現在おこなっている行事報償金の支出については、各団体が行う事業の公益性に照らし、その対象や根拠、規模等について、今後は厳しい目で精査していくことが必要。また、使用料減

免や後援名義の使用許可についても、今後は「公益性」の具体的な指標を明確にした上で整理を図っていきたい。

一方で、市内には他にも様々な分野で自主的に活動している団体が多数存在しており、これらの団体も、事業の公益性という観点から見れば、支援の対象になりうる場合もある。いずれにせよ、今後の方向性としては、特定の団体への支援という形ではなく、地域で活動する様々な団体を幅広く巻き込みながら、自分たちの身近なまちの課題解決や市全体の発展につなげていくという視点が大切。

さらに、急激に変化する社会のニーズを的確に捉え、市民が生涯を通じて学び続けることができる環境づくりを行うためには、大学や企業、NPOといった民間組織とも積極的に連携を図っていくことが必要。そして、最終的に市民が学びで得た成果を地域に還元できるような仕組みを構築することで、持続可能なまちづくりを目指していきたいと考えているが、具体的にどのような施策を行っていくかという点については今後の課題であると認識している。

議長 それでは、今の件について委員からご意見・ご質問があればお願いしたい。

委員 民間の助成金でも、申請にあたっては組織の形態や目的、活動内容等について、様々な条件が設定されているが、そういった条件をクリアしていることが前提の話なのか。あるいは、そのあたりが今まで甘かったから見直すということか。

事務局 報償金を出している団体については、事業計画と事業報告はいただいているが、具体的な中身について教育委員会のほうで把握しているわけではない。各事業が市全体の社会教育の振興に資するものになっているか、あらためて精査が必要。

委員 そうなると、やはりビジョンや柱が必要という話になってくる。

委員 「市民が学びで得た成果を地域に還元できるような仕組みを構築する」というのが、意味がよく分からない。市がそういった支援制度を作るので、各団体が頑張ってくださいということか。

事務局 基本的な考え方として、社会教育の主体はあくまで市民であり、市民による活動が地域の中でうまく回っていくように、行政がそれをサポートするというのが大きな方向性としてある。ただ、どのような形でサポートしていくかについては、他の自治体の事例なども参考にしながら、今後検討していかなければならないと考えている。

委員 その意味では、地域分権に公益活動促進協議会という公益的な団体を束ねている半官半民の組織があるので、仕組みという部分では一つ参考になるのかなと思う。

事務局 トアエルとはこれまでほとんど連携できていなかったが、社会教育の趣旨に鑑みれば、当然連携の対象に入ってくると思うので、今後は協力できることがないか積極的に模索していきたい。

委員 もちろん行政と直接連携できるに越したことはないが、社会教育の団体を束ねる協議会のようなものを作って、そことトアエルが繋がることで連携もスムーズに行くのではないか。

委員 「学びの成果を地域に還元する」という部分が、具体的なイメージが湧かない。社会教育関係団体一覧を見ても、昭和56年以降新しい団体が増えていないが、この

ような制度があるということを知らないのか、あるいは市全体に関わろうという意識が低いのか。一方で、現状は地域でいろいろな団体が活動されていると思うので、そういうものも含めて網羅されるような形になれば良いのではないかと。

事務局 こちらとしても同じような問題認識を持っている。既存の社会教育関係団体については、昔は市の社会教育の振興に資する部分があったのかもしれないが、現在は市民のニーズからずれてきていると感じており、今後は地域で活動している様々な団体も広く巻き込んでいく必要があると考えている。一方で、それらの団体を社会教育関係団体として囲い込んで便宜を図るというのも、また少し違うのではないかと感じている。

議長 団体への補助金については、年間予算でいくらもらっているのか。

事務局 配布資料に令和3年度の予算額を記載している。

議長 年度途中で新規で申請団体があった場合はどうするのか。

事務局 基本的に、新規に団体を増やすことは想定していない。予算についても増えることはほぼないものと考えている。

議長 そうすると、新たに活動を始めたいという団体があったとしても、お金は出さないということか。

事務局 やはり今の財政状況では難しいと思うので、何とかお金をかけずに需要と供給をマッチングさせるような方向で支援できないかと考えている。

議長 現在お金を出している団体についても、今後どうなるか分からないということか。

事務局 財政当局と調整が必要だが、減る可能性はゼロではないと考えている。

委員 議論を整理する意味で、既存の社会教育関係団体をどうするかという話と、地域で活動する市民団体の組織化の話は、分けて考えたほうが良いのではないかと。

委員 行事報償金というのは、おそらくイベントの人件費的な意味合いが強く、極端に言えば、団体内部の人間しか参加しないようなイベントにお金が使われることもあるのではないかと推察される。そのあたりを、新しい団体も視野に入れつつ整理していくのは良いことだが、そうするとやはり、何が市の社会教育の方向性に合致するかという部分で一定の線引きが必要になってくる。

事務局 例えば、その基準等を作る際に、委員の皆様から第三者的な目線でアドバイスをいただければありがたい。

議長 以上で予定していた案件は終了したので、後の進行は事務局にお返しする。

閉会